

事 務 連 絡

平成 22 年 2 月 23 日

各都道府県・広島市・長崎市
被爆者健康手帳審査担当課 御中

厚生労働省健康局総務課
原子爆弾被爆者援護対策室

被爆者援護法第 1 条第 3 号に係る審査の指針について

被爆者健康手帳の交付申請に係る審査に当たり、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 1 条第 3 号に規定する同条第 1 号及び第 2 号に掲げる者以外で原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受ける事情の下にあった者に該当するか否かについては、広島県、長崎県、広島市及び長崎市にて「被爆者の定義」として定めた「10 人以上の被爆者の救護」等の範囲について、全国の原子爆弾被爆者対策の担当者を集めた会議の場においてお示ししているところである。

しかしながら、その後、「被爆者の定義」に該当しないとして、広島市から被爆者健康手帳の交付申請を却下された申請者が、却下処分の取消しを求めて、平成 17 年 9 月に広島地裁に提訴し、昨年 3 月、申請者の請求を認める判決があり、広島市は控訴せず、今後の救護被爆に係る審査の指針について、同判決を踏まえて検討することを表明した。

これを受け、広島県、長崎県、広島市及び長崎市において協議の上、法第 1 条第 3 号に係る被爆者健康手帳の審査の指針が別添のとおりの内容で取りまとめられたので御了知いただくとともに、被爆者健康手帳の審査に当たっては、今後とも、下記事項に留意の上、適切に審査願いたい。

記

- 1 被爆者健康手帳の交付申請に当たっての添付書類については、昭和32年5月14日付け衛発第387号厚生省公衆衛生局長通達において規定しているとおり、第三者（三親等内の親族を除く。）2人以上の証明書がない場合であっても、本人以外の者の証明書又は本人において当時の状況を記載した申述書及び誓約書をもって、交付申請に当たっての添付書類とすることができることについて、遺漏なきよう、今一度留意すること。
- 2 被爆者健康手帳の交付事務の処理については、昭和51年3月18日付け衛企第5号厚生省公衆衛生局企画課長通知が発出されているところであるが、原子爆弾投下から60年余が経過し、より一層困難なものとなっており、全国統一的な運用を図る観点から、審査に当たっては改めて同通知に留意すること。

被爆者援護法第1条第3号に係る審査の指針

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（以下「法」という。）第1条第3号に規定する、「前二号に掲げる者のほか、原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」についての審査の指針を、次のとおり定める。

1 原子爆弾が投下されたその後、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する者は、法第1条第3号に該当すると認めることとする。

（1）原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（以下「政令」という。）第1条第2項に定める期間内に、原子爆弾が投下された当時の政令別表第二に掲げる区域以外の区域において、被爆して負傷した者が多く集合していた環境（※1）に相応の時間とどまった（※2）と認められる者

（※1）次の環境（屋外を除く。）を「被爆して負傷した者が多く集合していた環境」に該当するものとする。

- ① 15名以上の被爆して負傷した者が収容されている収容施設等
- ② 5名以上の被爆して負傷した者が収容されている病室等（出入口以外は壁等で閉ざされ、比較的狭小な部屋等として独立している空間に限る。）

（※2）次の場合を「相応の時間とどまった」に該当するものとする。

- ① 2日以上収容施設等にいたことが確認できる場合
- ② 1日であっても午前及び午後に収容施設等にいたことが確認できる場合

（2）被爆して負傷した者が収容されている環境にいたが、（1）に該当しない者については、政令第1条第2項に定める期間内に、原子爆弾が投下された当時の政令別表第二に掲げる区域以外の区域において、被爆して負傷した者との接触により、（1）に該当する者と同程度以上の被爆状況にあったと認められる者（※3）

(3) 被爆した者の輸送又は被爆した者の死体の処理に従事し、被爆して負傷した者と接触があった者については、政令第1条第2項に定める期間内に、原子爆弾が投下された当時の政令別表第二に掲げる区域以外の区域において、(1)に該当する者と同程度以上の被爆状況にあったと認められる者(※3)

(※3) 被爆して負傷した者と1日当たり5名以上の接触が認められる場合を「(1)に該当する者と同程度以上の被爆状況」に該当するものとする。

2 1の(1)から(3)までに該当しない被爆状況については、1の(1)から(3)までに相当する被爆事実が認められるかについて個別に審査(※4)を行うこととする。

(※4) 個別の審査について

① 次の場合を個別の審査を行う対象とする。

ア 海上被爆の場合

イ その他上記(※1)から(※3)までの運用により1の(1)から(3)までに該当しない場合

② 個別の審査は、申請者の被爆の状況を総合的に勘案して判断するものとする。

○原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の施行について（抄）

昭和32年5月14日衛発第387号
各都道府県知事・広島市・長崎市長あて
厚生省公衆衛生局長通達

標記については、本日厚生事務次官より依頼通達されたところであるが、細部については、次の事項にご留意のうえ適切に処理されたい。

記

一 被爆者健康手帳交付の申請にあたつての添付書類について

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第一条の規定による原子爆弾被爆者の医療等に関する法律第二条各号の一に該当することを認めることが確認できる書類としては、おおむね次によること。

- (一) 当時の罹災証明書その他公の機関が発行した証明書
- (二) 前号のものがない場合は、当時の書簡、写真等の記録書類
- (三) 前二号のものがない場合は、市町村長等の証明書
- (四) 前三号のものがない場合は第三者（三親等内の親族を除く。）二人以上の証明書
- (五) 前各号のいずれもない場合は、本人以外の者の証明書又は本人において当時の状況を記載した申述書及び誓約書

二 (以下略)

○被爆者健康手帳の交付事務について

昭和51年3月18日衛企第5号
各都道府県衛生主管部(局)長・
広島市衛生局長・長崎市民生部長あて
厚生省公衆衛生局企画課長通知

被爆者健康手帳の交付事務の処理については、原子爆弾投下当時から三〇余年を経過し、一層の困難を伴ってきているが、審査に当たっては左記に留意の上、今後とも適切に処理されたい。なお、昭和三二年五月一四日衛発第三八七号厚生省公衆衛生局長通知「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の施行について」一により添付される証明書等の書類は、認定の判断材料であって、認定はこれらの資料等により被爆の事実を認めた上で行われるべきものであるので、遺漏のないよう取り扱われたい。

記

- 一 審査は、単なる書面審査にとどまらず、可能な限り申請者本人及び申請者の被爆の事実を証明する証明書を書いた者から事情を聴取する等により事実の確認に努められたいこと。事情聴取に当たっては、申請者の家族に対する手帳交付の有無、その時点において初めて手帳の交付申請を行う理由等についても、把握しておかれたいこと。
- 二 手帳交付の決定に際しては、部内の合議による等の適切な審査体制について配慮されたいこと。ただし、広島県及び長崎県以外の都道府県にあっては、適宜広島県、長崎県、広島市又は長崎市に照会を行うことにより、審査の万全を期されたいこと。